

指名停止等一覧表

期間：令和7年10月1日～令和8年3月31日

業者名	本社所在地	指名停止期間		当該事項 指名停止等措置要領	指名停止の理由
株式会社 緑研	熊本県熊本市東区佐土原1-16-37	自:令和7年10月28日 至:令和7年11月27日	1か月	「工事請負契約指名停止等措置要領」 別表第2 賄賂及び不正行為等に基づく措置基準 別表第2第16号 (不正又は不誠実な行為)	株式会社緑研の当時の代表取締役が、令和2年9月期の確定申告で、架空の外注費を計上するなどの不正行為により、約1億3,500万円の所得を隠し、法人税法(昭和40年法律第34号)及び地方法人税法(平成26年法律第11号)に基づく法人税及び地方法人税、合計約3,300万円の納付を免れたとして、令和7年7月18日に法人税法違反の罪で起訴された。 このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
有限会社 新名緑化	大分県大分市大字横尾3104-27	自:令和7年11月4日 至:令和8年3月3日	4か月	「工事請負契約指名停止等措置要領」 別表第2 賄賂及び不正行為等に基づく措置基準 別表第2第10号 (公契約関係競売等妨害又は談合)	有限会社新名緑化の代表取締役が、大分市が令和6年4月15日に行った公園の管理業務委託の指名競争入札をめぐり、元大分市議会議員から複数案件の予定価格を聞いた上で入札に参加したとして、公契約関係競売入札妨害の容疑で令和7年6月17日に大分県警察に逮捕され、同年7月8日に大分地方検察庁に起訴された。 このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。
株式会社 中央技術コンサルタンツ	東京都新宿区西新宿8-5-1	自:令和7年12月3日 至:令和8年3月2日	3か月	「工事請負契約指名停止等措置要領」 別表第2 賄賂及び不正行為等に基づく措置基準 別表第2第8号ロ (公契約関係競売等妨害又は談合)	株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長は、気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏えいした情報入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年8月8日、仙台地方検察庁に公契約関係競売等妨害罪で起訴された。その後、気仙沼市が発注した別の業務においても、同年8月20日に同罪で追起訴された。 このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)別表第2第8号ロ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。
村上建設 株式会社	鹿児島県奄美市名瀬小浜町29-9	自:令和8年2月5日 至:令和8年3月4日	1か月	「工事請負契約指名停止等措置要領」 別表第2 賄賂及び不正行為等に基づく措置基準 別表第2第16号 (不正又は不誠実な行為)	村上建設株式会社の従業員が、令和6年4月15日、鹿児島県奄美市の大熊漁港において、同社が所有する船舶を洗浄した際、洗浄水に混入した燃料油を過失により同漁港海域に排出させた件について、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)違反で名瀬簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、令和7年1月15日にその刑が確定した。 このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。